

議案第 19 号

東京都板橋区改良住宅条例の一部を改正する条例  
上記の議案を提出する。

令和 2 年 2 月 17 日

提出者 東京都板橋区長 坂 本 健

東京都板橋区改良住宅条例の一部を改正する条例

東京都板橋区改良住宅条例（平成 15 年板橋区条例第 40 号）の一部  
を次のように改正する。

第 8 条第 1 項第 1 号中「資格を有する連帯保証人」を「緊急連絡先と  
なる親族等（以下「緊急連絡人」という。）」に改め、同号ただし書中  
「連帯保証人」を「緊急連絡人」に改め、同項第 2 号中「2 月分」を「  
3 月分」に改める。

第 11 条第 5 項中「の属する月」を削る。

第 30 条第 3 項中「年 5 パーセントの割合」を「法第 32 条第 3 項に  
規定する法定利率」に改める。

付 則

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の東京都板橋区改良住宅条例第 8 条第 1 項の  
規定は、この条例の施行の日以後の使用申込みについて適用し、同日  
前の使用申込みについては、なお従前の例による。

（提案理由）

改良住宅の使用申込みに係る連帯保証人及び保証金並びに明渡請求を  
行う際の利息に関する規定を改める必要がある。